



TCフォーラム 中央情報

2011年6月20日発行

第30号

TCフォーラム
(納税者権利憲章をつくる会)事務局発行
東京都中野区中野
2-13-26-301
電話・03-3382-0124

TCフォーラムの「TC」は Taxpayer Charter (納税者権利憲章) の頭文字を意味しています。

国税通則法改正法案は「引き続き協議」「粘り強く納税者権利憲章制定を目指そう!」

菅川 洋 衆議院議員(民主党・財政金融委員・税理士)が記念講演

去る6月11日(土曜)、東京税理士会館においてTCフォーラム(納税者権利憲章をつくる会)の第19回定期総会が開催された。開会にあたり、鶴見祐策TCフォーラム代表委員(弁護士)が挨拶。つづいて、民主党衆議院議員で税理士でもある菅川洋氏が「改正国税通則法と国会内情勢」と題して記念講演を行った。菅川氏は広島県出身の42歳、民主党の「納税者の権利を確立するための議員連盟」に参加し、2月25日の衆議院財務金融委員会で国税通則法改正問題を取り上げ、野田財務大臣、五十嵐財務副大臣に質問をしている。

総会当日は6月8日に「平成23年度税制改正法案等の処理について」民主党と自民・公明の三党合意が成立した直後。その三党合意で国税通則法改正案は「引き続き協議」となり、平成

衆議院議員・納税者の権利を確立



開会の挨拶をする鶴見祐策弁護士
(TCフォーラム代表委員)

23年度税制改正法案には盛り込まれないことが確実となった。管内閣の退陣時期の見通しを含め、菅川氏の興味ある講演を聞くことができた。講演要旨は以下のとおり(文責、湖東京至)。

菅川洋衆議院議員の講演要旨

(1) 自己紹介、なぜ国會議員になったか

日大商学部在学中から税理士試験を受験し、卒業後も東京の税理士事務所に勤めながら受験を続けた。10年かかって30歳で5科目全部合格。そして東京で事務所を開いたが関与先も少なく大変だった。税理士になって「何で毎年、税法はめまぐるしく変わらんだろう」と疑問をもち、「これはおかしい、不透明だ」と思った。立法府が機能していないのではないか、いっそ自分が議員になってきちんと税制改正をやらなければ、と思い、36歳のとき衆議院広島1区に立候補した。この選挙は落選、2009年に再度広島1区に立候補したが、選挙区では僅差で敗れ、比例で当選した。

(2) 民主党の税制改革案、税調の組織は自民党とは違う

2007年に提出された民主党の税制改革大綱、2008年のアクションプログラムは納税者の目線で税制改革を行うという点で自民党時代にない優れたものであった。納税者権利憲章を制定するという目標もその中に書かれていた。民主党が与党になってまず手を付けたのが、租税特別

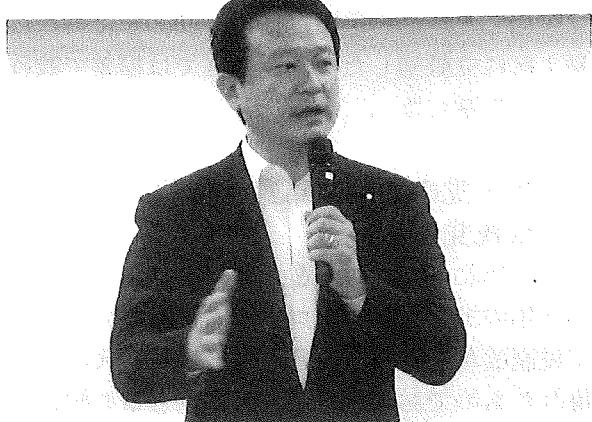
措置法を透明化すること。租税特別措置法透明化法案が1年目のステップで、つぎに納税者権利保護法の制定にとりかかった。自民党時代は政府税調と党税調があり、政府税調は学者が中長期のビジョンを出し、党税調がそれと関係なく具体的な税制改正案を12月にドンと出してくる。民主党の税調は各省庁の副大臣が構成員となり、財務大臣が税調会長になっているから、責任あるものが責任ある法案を出せる仕組みになっている。この点は優れていると思う。

(3) 三党合意で国税通則法改正法案は「引き続き協議」となる

6月8日に「平成23年度税制改正法案等の処理について」、民主・自民・公明の三党合意という文書が出された。いま私の手元にその文書があるが、それを読むと、国税通則法について次のように書かれている。「国税通則法の抜本改正についても、各党間で引き続き協議を行い、上記の改正項目についての協議の際に、更正の請求期間の延長をはじめとする納税環境整備が進展するよう、成案を得るものとする。なお、今通常国会会期中に成案を得られない場合には、会期末において、閉会中審査手続をとるものとする。」

これは要するに、今国会中には提出しないということ。会期中に与野党協議が整えば、二次補正予算と一緒に再提案することも可能だということ。まだ、法案が提出されていない状態だから、廃案とか継続審査ということにはならない。三党で協議をして合意ができれば提出するということ。つまり政府が提案した国税通則法

（民主党衆議院議員・納税



国税通則法改正案は「引き続き協議」と三党合意を説明する菅川 洋 民主党衆議院議員

改正案は先送りになったわけだ。残念なことだと思う。

(4) 菅総理の不信任案に賛成したかったが、やめるというので

そもそも民主党の税制改正法案が通らなかつたのは参議院選挙の結果、衆参ねじれ国会となつたことによる。参議院選挙に勝つために民主党は鳩山・小沢を退陣させ、菅総理を立てたのだが、その菅総理が選挙の最中に突然、私たちも知らない間に消費税10%を言い出した。これが敗因となつたのだが、負けた後、すぐ、ねじれを解消するために執行部が行動すべきだった。ねじれを解消しなければ法案が通らないことは明らかなのに、それをしなかつた。その責任は重い。民主党の中で信頼関係が崩れてしまつた。自分は菅総理不信任案に賛成するつもりだったが、6月2日の代議士会でやめるといたので、それを聞いて不信任案反対にまわつた。菅総理がいつやめるのか、まだはつきりしないが、菅総理や現執行部はできるだけ早くやめるべきだと思う。何とかしなければならないと思っている。

(5) 国税通則法改正案に待ったをかけた自民党

納税者権利憲章に対する自民党と民主党の考え方はずいぶん違う。民主党はあくまでも納税者の目線で考えるが、自民党は課税当局の意向を受けている。たとえば自民党の山本幸三議員（元福岡国税局直税部長）は、衆議院財務金融委員会で質問に立ち、次のように言っている。「納税者の権利を擁護するということと透明性を確保するということも大事だけれども、もっと大事なことは、しっかりと徴収しなきやいけないということなんですよ、財務省なり国税庁は。それがなければ税収は上がらないんでしょう。徴収する立場にある職員たちことを考えたことがあるのかというのが今回の提案に対する私の疑問ですよ。これを今すぐに、短兵急に導入したら何が起こるか。」

山本幸三議員もそうだが、自民党の財務省OBの議員が問題だ。これで納税者権利憲章のハードルが高くなってしまった。公明党は基本的に民主党・政府案に賛成の意向をもつてゐる。二次補正予算では税制問題・財源問題も法案化

TCフォーラム(納税者権利憲章をつくる会) 第19回定期総会
記念講演 演題「改正国税通則法と国会内情勢」
講師 菅川 洋 先生

(民主党衆議院議員・納税者の権利を確立するための議員連盟会員、税理士)



「消費税増税よりパイを大きくして景気の回復を」と講演する菅川 洋 衆議院議員

されることになるから、それとあわせて、納税環境整備の問題も提案できる可能性もあるわけで、公明党が賛成してくれれば可能性はあるわけだ。

(6) 衆議院財務金融委員会で改正法の問題点を質問

私は2月25日の衆議院財政金融委員会で国税通則法改正案について野田財務大臣と五十嵐財務副大臣に質問した。与党議員という制約があるためなかなかかつて込んだ質問はしにくかったのだが、それでも野田財務大臣から「与党質問なのにきついなあ」と言われた。質問した点は、更正の請求を5年間できることにしたのとあわせて、更正処分と調査期間を3年から5年に延ばしたこと、事前通知の例外規定について、修正申告勧奨の法定化の問題、帳簿等の提示・提出に罰則をつけたこと、これらは問題であると指摘し、運用で具体的にどのように歯止めするのか、聞いたしました。大臣・副大臣から一定の歯止め策は引き出したつもり。

改正法に問題点があるとしても、今回の改正法案に「納税者の権利」という文言を入れたことは前進だし第一歩であると考えている。問題点は次の見直しのときに何とかしなくてはなら

ないが、問題点を議事録に残すということが大切だ。

(7) 消費税の増税はおかしい

税と社会保障の一体改革のなかで、2015年までに消費税を10%にするというが、これはおかしい。与謝野氏、仙石氏らは何が何でも消費税率を引き上げるというが、増税後の絵が見えでこない。消費税は安定的な税収が確保できるというが、消費税導入当時の税収は60兆円もあったのに、いまは40兆円になっている。景気の後退もあるだろうが、消費税導入で全体の税収が減っているのも事実。消費税が安定財源といえるかどうか。自分は税収確保のためには消費税増税よりデフレを克服することが大切だと思っている。個人消費が減少してパイが小さくなっているほうが問題だ。個人消費を大きくし景気が回復すれば税収も増える。

(8) 講演の後の質疑応答から

質疑応答の要約は以下のとおり。
Q 菅総理は震災復旧に一定の目途がついたらやめると言っているのだから、急いで復旧をすれば退陣時期も早くなるのではないか。退

陣の見通しはいつ頃か。

A（菅川洋議員）菅内閣の震災復旧対策は遅すぎる。政府が出す数値や判断基準が国民に分かる体制を早くつくらなければならない。菅総理はできるだけ早く退陣すべきだ。

Q 消費税の税率を下げたら景気は良くなるのではないか。また、消費税の不公平性を解消するために生活必需品などを軽減税率ないし非課税にするのはどうか。

A 税率引き下げは景気をよくすることに繋がらないと思う。なぜなら消費税は物価にストレートに反映する税金ではないから。また、いま税率を下げれば税収減になる。それは考えにくい状況。複数税率は対象物品を特定するのが難しくかえって混乱する。自分は単一税率のほうがいいと思う。逆進性を緩和するためにはカナダでやっているように低所得者層に一定額を還付する制度がよいと思う。

Q 政府の国税通則法改正案にはT C フォーラムが要望書で指摘したように納税者の権利を侵害する事項がある。これらの点は与党内で修正できないのか。

Q 関連して、納税者の義務拡大になる事項については、運用でカバーするというのでは弱い。いったん法律になれば一人歩きしてしまう。のままでは廃案にしたほうがよいと思うがどうか。

A いったん政府が出した法律を本会議前に与党が修正することは難しい。野党サイドから修正の提案があって、委員会で修正することのほうが可能性が高い。廃案もひとつの考え方かも知れないが、「納税者の権利」という文言を法律に書いたことは大きい。もし、今回廃案になつたら次に誰が出るのだろうか。役所は権利という言葉が嫌いだから、将来出せる可能性は少ない。いまは、「納税者の権利」という言葉を通しておくだけでも意義があると思う。通したあと、ひとつひとつ見直していくべきだ。

Q 菅川先生は「運用で解決して行く」と言わ

れるが、いま、税務行政の運用がひどい状況なのだから、悪い運用状況を変えるための根拠になる法律が欲しいというのが私たちの願いだ。「仏つくって魂入れず」ということになつては困る。

A 税務行政の現状が悪いのは事実としても、一足飛びに直すことは難しい。課税庁の圧力は非常に強い。理想に向かって一歩一步進んで行く方法がいいと思う。

Q 菅川先生の考え方方に賛成だ。現実問題として次に税制改正法案が出るのは二次補正予算案のときに国税通則法改正法案が一緒に上程されたらしいと思う。また理想に向かって付帯決議をつけ3年後とか5年後に見直すこととしたらどうか。

A 自民党の一部からは「納税者義務憲章にすべき」という極論も出ている。付帯決議をつけるのはひとつの考え方で、公明党や共産党から付帯決議案を出してもらえばいいけると思う。

Q 税務調査は密室で行われている。密室で行われているため事件が起こる。刑事事件の可視化が提案されているのだから、今回の改正案には入っていないが、調査の可視化も必要ではないか。

A アメリカでは調査の際の録音権が認められている。日本の現状ではとても無理だとは思うが……。税務署はベテランの統括官まで調査に出ている現状で、若手の教育ができていない。そのため納税者との間にトラブルが発生することも多いと聞く。

Q 今回の改正案には理由附記の関係から、小規模白色事業者に記帳義務を課している。この点について菅川先生はどのようにお考えか。

A 自分の個人的な考え方をいえば、小規模事業者の記帳義務は必要ないと思う。理由附記との関連で入れたというが、相続税や譲渡所得など記帳がなくても理由を附記することになっているではないか。

第19回定時総会開催

—納税者の権利保護に資する国税通則法改正案を成立させよう—

記念講演に引き続き第19回定時総会が開催された。総会には全国から81名の代表・会員が参加した。座長に益子良一氏（専修大学法学部講師・税理士）を選任した。開会の挨拶を里見秀俊氏（全建総連税対部長）が行い議事に入った。総会では湖東事務局長から以下の議事が提案され、異議なく承認された。最後に閉会の挨拶を長谷川博氏（日本大学法科大学院講師・税理士）が行った。

- ① 2010年度、T C フォーラムこの1年の活動報告（別掲）。
- ② 2010年度決算報告及び監査報告。
- ③ 2011年度 T C フォーラム活動方針の件（別掲）。
- ④ 2011年度予算の件。
- ⑤ 2011年度 T C フォーラム役員の件（別掲）。

定時総会で承認された2010年度の活動報告

T C フォーラムこの1年の活動報告

2010年4月1日～2011年3月31日

- (1) 2010年4月7日 「国税通則法一部改正・納税者権利憲章制定を求める院内集会」開催。衆参国會議員18名が参加（本人出席9人、秘書出席9人）。本人出席した国會議員は、海江田万里、伴野豊、菅川洋、橋本勉、滝実、齊藤勁、円より子、水戸将史（以上民主党）。佐々木憲昭（日本共産党）。
- (2) 2010年6月12日 第18回定時総会を開催（於、東京税理士会館）。定時総会に先立ち特別講演として水戸将史氏（民主党参議院議員・財政金融委員会委員・税理士）を招き「納税者権利憲章制定の国会内情勢—米国・韓国の納税者権利保護状況を視察して—」と題して記念講演をしていただく。参加者は会場いっぱいとなる全国から92名。定時総会には民主26人、社民2人、共産3人、公明1人、みんなの党1人の衆参両院議員33人からメッセージをいただく。
- (3) 2010年6月17日 創立以来T C フォーラム代表委員を務めていた北野弘久日本

大学名誉教授が急逝。

- (4) 2010年7月1日 「T C フォーラム中央情報第27号」（水戸将史氏の講演と総会特集号）発行。
- (5) 2010年7月11日 参議院選挙実施。民主党参議院で過半数を制することが出来ず、いわゆるねじれ国会となる。
- (6) 2010年7月30日 役員会開催、新代表委員に鶴見祐策弁護士を選出。この日の役員会でT C フォーラムが従来から主張してきた国税通則法改正により納税者の権利を確立する方針（いわゆる韓国方式）を、権利保護法方式（日弁連方式）に変更することを確認。
- (7) 2010年8月24日 O T C （納税者の権利憲章をつくる大阪の会）定期総会開催、石村耕治白鷗大学教授が「民主党政権が目指す危ない共通番号・国民IDカード制」と題して記念講演。
- (8) 2010年10月1日 「T C フォーラム中央情報」28号発行。
- (9) 2010年10月13日 国会内で齊藤つよし衆議院議員と面談。「納税者の権利を確立するための議員連盟」の立ち上げを要請。
- (10) 2010年11月2日 衆参国會議員68名に対し「議員連盟」の立ち上げを要請し、立ち上がった場合議員連盟に加入してもらうよう要請行動を行う。
- (11) 2010年11月25日 政府税調「納税環境整備P T 報告書」発表。政府税調は権利保護法方式から一転して国税通則法方式に。また「納税者の権利・義務をバランスよく記載すべき」等の内容があり、T C フォーラムは12月2日付けで緊急要望書を作成、主たる国會議員に要請活動を行う。
- (12) 2010年11月30日 「納税環境整備P T 報告書」作成に関与した青木丈税理士事務所を訪問し作成経過について事情を聴取。
- (13) 2010年12月2日 民主党「納税者の権利を確立するための議員連盟」設立総会開催。会長に齊藤つよし衆議院議員、事務局長に水戸

将戸参議院議員、副会長に玉置公良衆議院議員、山花郁夫衆議院議員、顧問に藤井裕久元財務大臣を選出。設立時の加入議員は10名、その後20名になっている（2011年4月30日現在）。当面は民主党議員だけで構成。

(14) 2010年12月7日 民主党税調（会長・中野寛成衆議院議員）「PT報告書」を追認。

(15) 2010年12月10日 政府税調が「納税環境関係最終整理案」を発表。

(16) 2010年12月13日 マスコミ各社にTCフォーラムの「緊急要望書」を送付。

同日、全商連が国税通則法「改正」案に対する要望書作成、関係先に配布。

同日、OTCが「政府税調納税環境整備PT報告書の法制化に反対する緊急要望書」を作成、税制調査会メンバー等へ送付。

(17) 2010年12月16日 「平成23年度税制改正大綱」発表。同日TCフォーラムは「国税通則法改正に関する緊急要望書」を作成。同日「納税者の権利を確立するための議員連盟」会長・齊藤つよし氏に陳情、同氏の名前で内閣総理大臣菅直人宛「緊急要望書」を提出。

(18) 2010年12月20日 東京税財政研究センター（理事長・永沢晃税理士）が「納税者権利憲章に関する緊急申し入れ書」を財務大臣・野田佳彦宛提出。同日、日本租税理論学会（理事長・鶴田廣巳氏）が「意見書」作成。

(19) 2011年1月7日 「TCフォーラム中央情報」29号発行。納税者の義務強化を盛り込んだ「平成23年度税制改正大綱」の内容について会員に周知。

(20) 2011年1月25日 TCフォーラム主催による「国税通則法・納税者権利憲章を真に納税者の権利保護に資するものとするための緊急国会内集会開催」。106名参加。この集会には「納税者の権利を確立するための議員連盟」会長・齊藤つよし衆議院議員（民主党）、同議連副会長・玉置公良衆議院議員（同）、橋本勉衆議院議員（同）、阿部知子衆議院議員（社民党）、吉井英勝衆議院議員（日本共産党）、佐々木憲昭衆議院議員（同）、その他秘書19名が出席。また朝日、毎日、N P通信、しんぶん赤旗などが取材。

(21) 2011年1月25日 政府・財務省は『平成23年度、所得税法等の一部を改正する法律案』を国会に上程。その中で国税通則法を「国税に

係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改名するとともに、「税制改正大綱」に盛られていた内容を条文化した。

(22) 2011年2月16日 全国商工団体連合会が国会内で「国税通則法改悪反対・納税者主人公の権利憲章の制定を求める2.16シンポジウム」開催。全国から300人参加。

(23) 2011年2月17日 日本弁護士会連合会が「国税通則法改正法案に対する緊急意見書」を発表。

(24) 2011年2月19日 自由法曹団が「所得税法等の一部を改正する法律案第17条（国税通則法の一部改正）に対する批判意見書」を発表。

(25) 2011年2月21日 全建総連が国会内で「納税者権利憲章に関する緊急院内集会」を開催。全国から90名参加。集会後関係議員に要請活動を行う。同日、TCフォーラムも議員に要請活動を展開。

(26) 2011年2月25日 衆議院財務金融委員会で菅川洋議員（民主党）が国税通則法改正について質問。野田佳彦財務大臣、五十嵐文彦財務副大臣が答弁。

(27) 2011年3月1日 「納税者の権利を確立するための議員連盟」が国会内で勉強会開催。講師に峰崎直樹前財務副大臣を招き、国税通則法改正法案作成の経緯を聞く。齊藤勁議連会長、水戸将史議連事務局長のほか本人出席議員4名、秘書出席16名。TCフォーラムからの参加者20名。鶴見代表委員、湖東事務局長が峰崎氏、齊藤氏らに改正法案の問題点につき意見陳述。

(28) 2011年3月25日 衆議院財務金融委員会で佐々木憲昭議員が国税通則法改正問題で野田財務大臣・五十嵐財務副大臣に質問。同日、同委員会で自民党山本幸三議員が「徴収する立場にある職員たちのことを考えたことがあるのか。短兵急に導入したら何が起こるか。私は、少なくともこれは考え直さなければならない。余りに権利擁護ばかりに走り過ぎている。拙速に過ぎるこの改正は撤回すべきである。」と発言。

定時総会で承認された2011年度の活動方針

2011年度TCフォーラム活動方針

TCフォーラム（納税者権利憲章をつくる会）は、会則第1条「納税者（タックスペイサー）

の権利保護のため、納税者権利憲章の制定を目指し、ひろく世論を喚起し、納税者の権利を確立することを目的とする」との規定にのつとり、真に納税者の権利保護に資するための国税通則法等の改正を目指し以下の活動を行う。

1、政府・与党が国会に提出した国税通則法「改正」案は、与野党協議の過程で今国会での提出は見送り、二次補正予算案の提出時に与野党合意の上再提出するという。政府案は国民の権利利益の保護に資するとうといながら納税者の権利を侵害する条項が盛り込まれていた。TCフォーラムは問題点の修正を要望するとともに、文字通り納税者の権利のみを記載した国税通則法改正案・納税者権利憲章を制定するためにさらに運動を展開する。そのため、随時市民集会やシンポジウムを開催する。

2、本年度は、まず6月11日開催の第19回定時総会・講演会（於、東京税理士会館）において、民主党衆議院議員・「納税者の権利を確立するための議員連盟会員」衆議院財務金融委員会委員で税理士の菅川洋氏を招き、「改

正国税通則法と国会内情勢」と題して講演をしていただく。

- 3、諸外国の例に見られるように、仮に納税者権利保護法・納税者権利憲章が制定されたとしても、逐次見直しを行い、よりよい権利保護法にしていく必要がある。今後の課題として、①徴収における納税者の権利の確立、②アドバンス・ルーリング（事前照会制度）の確立、③国税不服審判所の抜本的改革、④不服申立前置主義の廃止、⑤不服申立における総額主義を争点主義に変える問題、⑥税金裁判のあり方の検討、等々があげられる。
- 4、納税者に対する権利侵害の状況を調査・集約し、広く世論、マスコミ関係者へ働きかける。
- 5、業界団体、弁護士会、税理士会、その他の団体や世界各国の納税者団体と連携して活動を展開する。とりわけ、地方税等において人権を無視した税の取立てが行われておらず、この面からも納税者の権利保護が重要であることを訴えていく。
- 6、会員に対しニュース「TCフォーラム中央情報」を随時発行し情報を知らせるとともに、会員拡大に努め組織を強化する。

定時総会で承認された2011年度TCフォーラム役員名簿

区分	氏名	所属等
代表委員	鶴見祐策	第一法律事務所・弁護士
運営委員	荒川俊之	税制経営研究所・税理士
同	佐伯正隆	税経新人会全国協議会事務局長・税理士
同	片山泰宏	全国青年税理士連盟会長・税理士
同	里見秀俊	全建総連税金対策部長
同	中山真	全国商工団体連合会常任理事
同	富山泰一	不公平な税制をただす会事務局長・税理士
同	永沢晃	東京税財政研究センター理事長・税理士
同	平石共子	第一経理事務所・税理士
同	岩川修	全国保険医団体連合会
事務局長	湖東京至	元静岡大学教授・税理士
事務局	小俣勝彦	全建総連税金対策部
同	長谷川博	日本大学法科大学院講師・税理士
同	槐島明香	全国商工団体連合会事務局
同	松山洋	全国保険医団体連合会事務局
同	益子良一	専修大学法学部講師・税理士
会計監事	坂内直治	税理士
同	宮本浩一	税理士

ＴＣフォーラム第19回定期総会（2011.6.11）

にメッセージをいただいた国會議員の方々（到着順）

	お名前	所属政党	衆参別選挙区	肩書き、所属委員会等
1	斎藤 つよし	民主党	衆議院議員 比例南関東	国体委員長代理、議連会長
2	菅川 洋	同	衆議院議員 比例中国	財金委員会委員、議連
3	水戸 将史	同	参議院議員 神奈川	予算委筆頭理事、議連
4	佐々木 憲昭	日本共産党	衆議院議員 比例東海	財金委員会委員
5	大門 実紀史	同	参議院議員 比例	財金委員会委員
6	古川 元久	民主党	衆議院議員 愛知2区	前内閣官房副長官
7	重野 安正	社民党	衆議院議員 大分2区	社民党幹事長
8	小山 展弘	民主党	衆議院議員 静岡3区	財金委員会委員
9	中川 正春	同	衆議院議員 三重2区	予算委員会筆頭理事
10	下条 みづ	同	衆議院議員 長野2区	財金委員会委員
11	神風 英男	同	衆議院議員 埼玉4区	議連
12	竹内 譲	公明党	衆議院議員 近畿比例	党財政・金融部会長
13	風間 直樹	民主党	参議院議員 比例	財金委員会委員
14	滝 実	同	衆議院議員 奈良2区	法務委員会委員長
15	岸本 周平	同	衆議院議員 和歌山1区	財金委員会委員
16	伴野 豊	同	衆議院議員 愛知8区	外務副大臣
17	山尾 志桜里	同	衆議院議員 愛知7区	法務委員会理事
18	中塚 一宏	同	衆議院議員 神奈川12区	財金委員会理事、議連
19	初鹿 明博	同	衆議院議員 東京16区	議連集会参加
20	小川 敏夫	同	参議院議員 東京	法務副大臣
21	山花 郁夫	同	衆議院議員 東京22区	議連副会長
22	海江田 万里	同	衆議院議員 東京1区	経済産業大臣
23	尾立 源幸	同	参議院議員 大阪	財務大臣政務官
24	渡部 喜美	みんなの党	衆議院議員 栃木3区	党代表
25	牧山 ひろえ	民主党	参議院議員 神奈川	議連
26	吉井 英勝	日本共産党	衆議院議員 比例近畿	経済産業委員会委員
27	金子 洋一	民主党	参議院議員 神奈川	財金委員、議連
28	藤田 幸久	同	参議院議員 茨城	財金委員長、議連
29	大西 孝典	同	衆議院議員 近畿比例	議連
30	玉置 公良	同	衆議院議員 近畿比例	議連副会長
31	和田 隆志	同	衆議院議員 広島7区	内閣府大臣政務官
32	池田 元久	同	衆議院議員 神奈川6区	経済産業副大臣
33	奥野 総一郎	同	衆議院議員 千葉9区	議連
34	中林 美恵子	同	衆議院議員 神奈川1区	財金委員
35	本村 賢太郎	同	衆議院議員 神奈14区	議連
36	勝又 恒一郎	同	衆議院議員 南関東比例	財金委員